

# 利 用 料 一 覧

別府軽費老人ホーム 閑話園

(令和元年10月1日現在)

[単位:円]

①対象収入による階層区分 階層別		利 用 料 金		
		②生活費	③ サービスに要する 費用の徴収額	④計
1	150万以下	55,280	10,000	65,280
2	150万 ~ 160万	55,280	13,000	68,280
3	160万 ~ 170万	55,280	16,000	71,280
4	170万 ~ 180万	55,280	19,000	74,280
5	180万 ~ 190万	55,280	22,000	77,280
6	190万 ~ 200万	55,280	25,000	80,280
7	200万 ~ 210万	55,280	30,000	85,280
8	210万 ~ 220万	55,280	35,000	90,280
9	220万 ~ 230万	55,280	40,000	95,280
10	230万 ~ 240万	55,280	45,000	100,280
11	240万 ~ 250万	55,280	50,000	105,280
12	250万 ~ 260万	55,280	57,000	112,280
13	260万 ~ 270万	55,280	64,000	119,280
14	270万 ~ 280万	55,280	71,000	126,280
15	280万 ~ 290万	55,280	78,000	133,280
16	290万 ~ 300万	55,280	85,000	140,280
17	300万 ~ 310万	55,280	93,000	148,280
18	310万 ~ 320万	55,280	101,000	156,280
19	320万 ~ 330万	55,280	109,000	164,280
20	330万 ~ 340万	55,280	110,160	165,440
21	340万以上	55,280	110,160	165,440

11月から3月までは冬季加算として一人月額2,150円を加算します。

注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれとし、個々の対象収入その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスに要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

1. 冬季(11月~3月)には、冬季加算として2,150円別途いただきます。
2. 利用料・暖房費は、毎年厚生省の指示により改定が必至です。
3. 利用料の納入は、当月分を毎月20日に預金口座より自動振替させていただきます。
4. 居室電気量は、個別メーター検針により1キロ当たり25円の計算で別途いただきます。  
(九州電力料金の異動により改定あり)

※ 利用料「階層区分1」の場合  $\text{②生活費} + \text{③サービスの提供に要する費用徴収額} + \text{冬季加算(11月~3月)} + \text{電気代(平均)} = \text{④}$

$[55,280 + 10,000 + 2,150 + 800 = 68,230]$